

令和3年 年頭所感

東京小売酒販組合
理事長 吉田 精孝

新年明けましておめでとうございます。

年頭にあたり、組合員の皆様並びにご家族、従業員の皆様には、平素より多大なるご支援、ご協力を頂いておりますことを深く感謝申し上げます。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大が深刻な影響を及ぼし、政府においては追加支援策として数次に亘って補正予算が組まれましたが、ワクチン接種の見通しが立っていない事などから、先行きは不透明感を増しております。

このような状況下、昨年度の組合における事業活動は、コロナ禍の影響により、ほぼ全ての催しを中止致しました。一方、オンラインを活用したイベントやセミナーなど、新しい形の事業についても試験的に実施したほか、諸会議につきましても書面決議の導入やブロック会の分散開催など、感染防止対策を講じて実施して参りました。

また、昨年6月、組合員の皆様にコロナ対策見舞金として小売酒販組合から3千円、総額で約7百万円、東酒協から1万円、総額で約2千6百万円をお配りいたしました。僅かな金額でございましたが、限りある財政の中での支出であったことをご理解頂きたいと思っております。

さて、「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン」に関しては、去年は本組合主催の秋葉原キャンペーンだけでなく、各支部の街頭啓発も軒並み中止となりました。一方、昨秋よりいくつかの支部において、手袋やマスク着用などの感染防止対策を徹底した上で、活動を再開しております。本年はこうした事例を参考にするとともに、キャンペーンに関する「感染防止ガイドライン」を各支部にご案内し、協力をお願いしていきたくと考えております。

また、本組合はこのほどキャンペーンをアピールするポスターを新しく作成致しました。この啓発ポスターは「飲酒を楽しむこと」を強調するデザインになっておりますので、店頭で配布するなど積極的にご活用頂くようお願い致します。

「適正飲酒推進」については、「アルコール健康障害対策基本法」により、小売業者に対しても、依存症対策や大量飲酒による疾病の抑制といった健康面への配慮が求められております。私たちは「高アルコールのRTD飲料が水より安い価格で販売されることは問題」と考えており、今後もあらゆる場面で提起していく所存です。

続きまして酒類販売管理研修についてです。

昨年はコロナ禍の影響で4月、5月については中止しましたが、6月から再開し、本部・立川の両会場を合わせて48回の研修を開催しました。現在も受講定員削減や会場内の換気・消毒徹底に取り組んでおりますが、引き続き感染防止に努めながら、研修の回数を拡充して、より多くの受講希望者に対応して参ります。

尚、多くの組合員の皆様は令和4年が3年毎の再受講の年となる事から、本年秋には各支部の研修で講師を務める方の「講師講習」を実施致します。

続きまして、「酒類の公正な取引に関する基準」の運用状況についてです。「取引基準」に基づく令和元事務年度の調査結果が公表され、基準や指針に則していない取引が認められた129件中、7件に指示、13件に厳重注意が出されました。コロナ禍の中にあっても、昨年並みの調査を実施した国税庁には感謝しておりますが、酒類販売事業者数と比べると「指示」や「厳重注意」の件数は少なく、行き過ぎた廉売行為が続く現状を改善するために、一層厳格な調査を行うよう強く要望してまいります。

また、安売りの原資となる「リベート」は現行の取引基準の規定の中でも不透明な部分があります。全国小売酒販組合中央会においては、メーカーが出すリベートを透明化、明確化するよう要望しております。本組合としても都内の市場動向の把握に努め、「取引基準違反」と思われる事案については、逐一関係行政へ報告し、不公正な市場価格の是正を求めてまいります。

次に料飲店の期限付免許です。コロナ禍で売上が落ち込んだ飲食店を支援する措置として、国税庁は昨年4月に料飲店等を対象とした「期限付酒類小売業免許」を創設し、全国で約2万6千件、このうち東京では9170件の免許が付与されました。

本年3月まで免許期限は延長されましたが、既存酒販店の経営に悪影響を与えないよう、今後の運用を注視していきたいと考えております。

組織の活性化については、近年、組合員の減少に伴い、本部・支部の運営は厳しさを増しております。行政と解決策を検討していくほか、特に賦課金についても、新規加入者に理解が得られるような合理的な制度を構築して参ります。

小売組合と連携して事業を行っている東京味噌醤油商業協同組合についても主な方針を述べさせていただきます。

まず、「東京小売酒販会館」の老朽化に伴う対策については、昨年から会館建設検討委員会の中に少人数のプロジェクトチームを設置し、建築計画案の作成に向けた議論を本格化させております。本年は資金面の手当てや法律及び税制面でクリアすべき課題を精査し、具体的な方向性を打ち出して参ります。

次に東京味噌醤油共済については、昭和20年に発足して以降、組合員の相互扶助による見舞金制度として長らく機能していましたが、組合員の減少とともに共済加入者の減少が続き、制度運営が難しくなっております。経費を含めると実質赤字状態となっていることから、厚生委員会で「存続」か「廃止」かについて慎重に協議を進めて参ります。

一方、青年会の育成・支援につきましては、本年度も最大限に努めて参ります。青年会はコロナ禍の中にあってもリモート会議を定期的で開催し、積極的に活動を展開しております。昨年2月には「第4回酒屋角打ちフェス」を過去最長の4日間開催し、5000人近くの来場者に「街の酒屋の魅力」アピールしました。本年2月の「角打ちフェス」に関しては、残念ながら6月に延期となりましたが、引き続き、次代を担う組合員の意見を積極的に取り入れ、組合全体を活性化させていきたいと考えております。

本年は新型コロナウイルスの感染が再拡大する中での苦難のスタートとなり、私たちの経営環境は益々厳しい状況となっております。

そうした中、本組合はウィズコロナに則した事業を展開しつつ、収束後に向けた活性化策も検討して参ります。私たちは組合員の声を組織一丸となり行政や政治に訴えていくほか、組合に加入しているメリットを具体的に打ち出すことにも取り組んで参りますので、引き続きご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、本年が皆様にとって良き年であることをご祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。